

## 議員報告書

1 議員名	芦田宏治
2 期 日	2017年 1月 16日 ~2017年 1月 17日
3 研修先等	富士電機能力開発センター 東京都日野市富士町1番地
4 内容(目的)	財政基礎講座 「よくわかる市町村財政分析」
5 報告事項	
自治体の財政分析を学ぶため2日間の財政基礎講座を受講した	
1月16日(月) 13:00~19:30 講師 大和田一紘 石山雄貴	
第1講 自治体情報の電子化と公開性—誰でもできる財政分析	
第2講 市町村のふところは—歳入の仕組みを考える	
第3講 議会・市民から見た税金の使われ方—歳出の仕組みを考える	
第4講 様々な「財政指標」の見方・読み方・使い方	
1月17日(火) 9:00~15:00 講師 大和田一紘	
第5講 地方交付税分析ツールとしての地方交付税算定台帳	
第6講 わかりやすくわがまちの財政を伝える意味とその手法	
「所感」	
安芸高田市の財政状況を理解し、課題や問題点を把握するために今回の財政基礎講座を受講した。財政に関する専門的な用語の意味や、歳入や歳出の仕組みを知るとともに、様々な「財政指標」の見方・読み方・使い方について研修した。自治体財政の決算概況(決算カード)や財政状況類似団体比較カードなど様々な資料の活用の仕方の他、財政分析には自治体の単年度の決算状況だけでなく、経年的な推移を見ていくことの必要性を学んだ。これからも自治体財政に関する知識や理解力を高めるための勉強を重ねて、財政分析のレベルアップを図っていきたい。	

## 議員報告書

1 議員名	山根 温子
2 期 日	2017年 2月 3日 ~ 2017年 2月 3日
3 研修先等	(株)地方議会総合研究所 TKP 京都四条烏丸会議室 京都府京都市下京区四条通り柳馬場西入ル立売中之町 104 井門四条ビル 7F
4 内容(目的)	「政務活動費適正支出のチェックポイント」 ～最新の判例を踏まえて～ について研修

## 5 報告事項

近年、兵庫県議また富山市議会議員による政務活動費の不正支出など、一部の議会議員による政務活動費の不適正な支出が問題となり、議会や議員全体への不信感をもたらした。今回改めて、政務活動費の適正支出へのポイントを押さえておくために研修を受講した。受講者の7割は、議会事務局職員であったが、本来政務活動費は議員自身が適正な支出を心得ておくべきであると考えます。

平成12年の地方自治法一部改正では、総務省はその時点は政務調査費であったが、収支の報告などには透明性の確保を、その額に対しては住民の批判を招くことがないように、また条例の根拠の必要性などの検討を通知していた。

平成24年政務活動費への名称変更に伴い、交付目的も「議員の調査研究その他の活動に資するために」と変更になり、充当する経費の範囲を条例で定めることと規定され、議長に政務活動費についての使途の透明性の確保の努力義務を課す旨の規定がなされた。

これまでの判例を比較するとその年代や各裁判所による解釈の違い等もあり興味深かった。

以下に、主な点や安芸高田市議会において関係する点等についてまとめ報告する。

- 政務活動費とは、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を充てることのできる交付金である。
- 政務活動は公務とはみなされないため、公務災害の対象とならない。
- 政務活動とその他の議員活動が並存する場合は按分
- 使途に対する立証責任は、社会通念に照らすことが一般的な判例となっている。
- 費用対効果、最小で最大の効果を！！裁判は5年遡るので実務上の保存必要。

- 使途基準には各費目及びその内容について記載し、さらに具体的な費目を記載。
- 使途基準マニュアルや要項等は2年に1回は最新の判例を参考に見直しをすべき！
- 「経費」には、議会の活性化を図るため議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化させるという観点から見て、調査研究のために有益な費用も含まれる。
- 調査研究は、先進地ありきもあるが、本来自分の団体内の状況を見て課題を見つけることも大切。
- 政務活動費は「費用の弁償」としての性質を有するため、原則実費弁償であるが、場合によっては実費が定額を超えることもあり、また実費計算に手間がかかるなど十一すると同じくらいになるので、旅費条例で、旅費・日当など定額支給されているのであれば、それに順ずる。  
定額支給の場合は、領収書はつけなくて良いが、何かの立証のためには保存する。
- また忘年会・新年会などは意見交換できる場として会議費として法律上認められる。
- 視察先へのお礼は3000～5000円、PRする意味もあり、また搬送代も認められる。
- セミナーの参加費などであれば、振込手数料を支出できる。
- 姉妹都市への視察経費は、文化交流・状況視察となり、公務で行く場合の旅費条例を準用できる。代表のみ参加というオンブズマンの指摘もあるが、伝聞より実際の見聞が必要との判決あり。また、フォーラムなどののち行われる引き続きの意見交換の場は一つの行事としてみるので対象と考えられる。
- 自動車のリース、ガソリン代などは按分
- 研修費へのタクシー代は認められる。
- 利子・マイレージ・ポイントについては、私債権からの発生となるためその運用についての返還請求権はない。

議員報告書

1 議員名	山根 温子
2 期 日	2017年 2月 5日 ~ 2017年 2月 5日
3 研修先等	広島大学東千田キャンパス 501 教室 広島市中区東千田町 1-1-89
4 内容(目的)	第16回地域経済・経営シンポジウム 「生き心地の良い地域の条件を考える」 —日本で“最も”自殺の少ない町の調査から— 講師 岡 檀(まゆみ) 和歌山県立医科大学 講師

5 報告事項

日本は、自殺率では世界でも17位、これは先進7カ国ではワースト1位である。年間の自殺者数が3万人に上ることが14年間続き、やっと近年は下降傾向となったが今尚交通事故死者数の約6倍であるという。

しかし、国内の自殺率には格差があり、自殺の少ない地域はなぜ自殺の発生が抑制されているのかを4年にわたるフィールドワークの末、その理由を地域のあり方、特にそのコミュニティの文化の中に見出した岡先生に生き心地の良い地域とはどういうものなのかについて聴いた。

合併前の全国3,318市区町村中、30年間の自殺統計を分析確認し、隣接する2町の自殺率は高いが、海部町だけは突出して低かった。

最も自殺率が低い町徳島県海部町は人口約3,000人、高齢化率36.3%、面積26.36km<sup>2</sup>。

調査と分析は、人口と高齢化率はほぼ同じだが、同県内にある自殺希少地域海部町と自殺多発地域のA町を比較分析した。

4年間にわたり200人以上にインタビュー、祭りの準備や保健師活動に随行する参与観察、アンケート調査を2回行った。(住民約3,300人を対象とし20才以上に無作為抽出 回収率89.8%と96.1%)

海部コミュニティにおける5つの「自殺予防因子」について

① 緊密すぎない ゆるやかな人間関係

同調圧力を嫌う、人は人、自分は自分。

人と違った行動をとっても責められない。

均質化を回避。(皆がやるからやるのはおかしい)

緊密なコミュニティであると悩みをさらけ出すことに抵抗がある。

個人主義、無関心とも違う  
他人の行動には興味津々  
関心はあるが、「監視」ではない

② 多様性の重視

江戸時代から続く相互扶助組織「朋輩組」がある。

入・退会当人の自由、加入しなくても不利益を被らない、旧家もよそ者も等しく受け入れる。特別支援学級に反対する意見の理由は、「いろんな人がいた方がいい」から。

### ③ 人物本位の評価

学歴や地位だけでなく、問題解決能力や人柄などを多角的に長期に総合的に評価する。

サプライズ人事・・・町の人事で教育長に企画力優先の決定

「1度目はこらえたれ！」挽回のチャンス、敗者復活もあり

### ④ 自己信頼感を醸成

有能感（周囲の事柄に対して何らかの対処ができると思える感覚）を持って事に当たる。

様々な場面で刷り込みが行われている。

### ⑤ SOS 発信を促す 「病、市に出せ」という諺

やせ我慢を戒め、早期開示を促す

適切な援助希求行動を促す・・・医療圏内で最もうつ受診率が高く、しかも軽症の段階での治療開始傾向が多く、近所の方に連れられての受診もある。

これら上記の5つの「自殺予防因子」から、さらに以下のことが導き出される。

● 「生き心地の良さ」を追求すれば自殺予防は自ずと付いてくる。

● 均質化を避ける

「集団は容易に均質化する性質を持っている」

コミュニティ、学校、企業、LINE、FB、ツイッターなどの SNS などもその集団。

均質化は、硬直化→思考停止→成長を妨げ、イノベーション（技術革新）が起きにくくなる。監視（排除）するのではなく、関心を持つ（受け入れる）

時には、脱線、回り道、失敗も歓迎すべきことと捉える

● 息苦しくさせない

この関係を失ったら大変だという潜在的な恐怖感が人を苦しくさせる。

ネットワーク（人間関係）を2種類以上持つ。

コミュニティは住民への支援の仕組みを複数用意する。

（例：「隣人同士の温かい助け合い」と「安価な行政サービス」という組み合わせ

また、自殺の危険因子には、

① 健康問題 ② 経済問題 この①と②が全体の7割であるが、他に喪失（大切な人との別れ）などがあり、これらの問題はなくなることはなく、これをきっかけにうつや自殺へと傾いていく。

経済問題が悪化しても、自殺が増えない社会の追求に向けては、地域や住民気質等等関わってはくるが、希死念慮の高い人だけを気をつけていれば大丈夫な訳ではなく、「人生何が起こるか分からない！！」事を前提に生活していくこと、受け止め対応できる人間力を備えること。

安芸高田市は平成10年からの10年間、県内でも上位の自殺多発地域であった。これからの自殺予防への取り組みに向けて、即効性のある処方箋とはいかずとも、「人生何が起こるか分からない！！」の心構えを啓発することはできるはず。

議員報告書	
1 議員名	山根 温子
2 期 日	2017年 2月 14日 ~ 2017年 2月 14日
3 研修先等	(株)地方議会総合研究所 TKP 京都四条烏丸会議室 京都府京都市下京区四条通り柳馬場西入ル立売中之町 104 井門四条ビル 7F
4 内容(目的)	議会広報セミナー 講師 吉村 潔 「議会活性化と広報広聴」 「理解と共感を得る広報へ」 について研修
5 報告事項	
午前の部『議会活性化と広報広聴』 広報紙が変わると「議会が変わった!」と感じる	
1. 議会活動への理解を深める	
議会の活性化と広報・広聴は車の両輪! 導入部、頭、掴みの大切さ! 定例会の議案を1~2に絞る。議会のスタイルを市民に近づける 予算・決算を一年の中で見ていく流れを作る 読んでほしい人に向けた紙面づくり、子育て世代・若い世代を意識した紙面づくり	
2. 議会広報の新しい流れ	
議会広報 6つのポイント	
1. 議会の「存在感」を示す広報へ	
2. 「読者(住民)目線」で情報発信	
3. 進んで手に取り「読みたくなる」工夫を	
4. 定例会の「結果報告」に終始しない	
5. 住民参加の「協働広報」を拡充	
6. 「多様なメディア」を駆使する	
定例会報告から始める必要はない(地元の気になる問題を議会が素早く調査・報告) 市民との対話(広聴)を広報、専門家にインタビュー 5分でわかる定例会の概要 案件を絞り込んで掲載、関連議案なども織り込む 条例で「何がどう変わるか」を示す 決算は議会の評価・意見を「主語」にする、情報開示(一人当たり、経年比較など) 追跡 一般質問などの「その後」をフォロー 住民との協働広報、多様な世代の住民意見 改選期と新年度は議員を身近にするチャンス	

### 3. 広報紙とネットワークをつなぐ

広報紙+デジタルブックから動画再生 QRコードを使って  
様々な形での動画・会議録閲覧

### 4. 議会広報の先進事例

#### ●久慈市議会（岩手県）

地域との対話を深める、市民の声に耳を傾け、災害などの緊急時に迅速に動く議会  
ポイントを絞り込んでレポート、住民の関心の高い案件を取り上げる  
暮らしに関わる質問を中心に、広聴のページを毎号確保

#### ● 滝沢市議会（岩手県）

4つの指標で議会評価 議会活動・住民との接点を First に  
結果だけでなく、採決に至るプロセスを公開

#### ● 三田市議会（兵庫県）

市政相談、市民グループなどへの取材の先駆け、テーマ別ワークショップ  
デジタル広報の導入で実質的に毎月発行

#### ● 丹波市議会（兵庫県）

表紙から議会情報を発信、表紙の表裏を利用、子育て世代を意識した決算レポート  
次年度予算編成への意見、施策への評価・提言、政務活動費 具体的な使途・期日

### 5. 情報の編集力

議会の政策サイクルをわかりやすく示す

チャートを交え、ポイントを整理しながら解説

議会報告会は意見の箇条書きでなく全体像を伝える、見出しがモノを言う

広報紙のデジタルアーカイブ

午後の部『理解と共感を得る広報へ』

### 6. 表紙・写真のノウハウ

表紙のポイントは「あれも、これも」→「あれか、これか」文字・色使い

写真として強い、弱い→目線・表情 対象を絞り込んだ方がインパクトがある

写真の使い方→トリミングで変わる

表紙のテキストは目次というより見出し感覚で

表紙周りを一体化→住民参加

質問は議場の臨場感を出す 切り抜きで動きが出る、スペース大きくとれる

議員の撮影は、正面・右・左+目線の上・下を押さえる 上からは小顔になる

## 7.目を引くレイアウト

基本はわかりやすく、手短に+重要案件はやや詳しく

1. 「目につく」ところを特に重視
2. 仕上がりイメージを持つ
3. 基本は「揃える」こと 紙面が整って見える
4. 揃えたら、次は「分ける」 色が情報の違いを表す
5. 「統一」と「変化」を演出する
6. 余白が目を引きつける 余白は「余った白」ではない
7. 色は目立たせたいところ限定で
8. 色彩計画を立てる
9. 罫線と文字組の間、行間にアキを確保 読みやすさ、紙面の完成度に大きな差が出る
10. 見出しの行頭を揃える
11. 見出しを一行に並べない

## 8.見出し・文章のヒント

使用する書体は3~4種類で十分、

ファミリー書体でタイトル・見出しは同じ書体、

① 本文 明朝 ② 写真、キャプション、図版、表組 中ゴシック

③ タイトル、見出し 同じフォントを使うと整う、紙面がしっくりなじむ

見出しの文字数 最大 13文字を目安に2行くらい

ワンセンテンスの文字量 最長 60字前後を目安に30字位が良い

行間 基本は本文の文字の大きさの50%

字間 本文は基本ベタで、タイトルは多少詰めた方がいい

数字の表記 2億 6200万円 2行にまたがって表記しない、1文字に2桁

## あくまで読む人のために

- ・ 定例会の概要は「です・ます」調を基本に  
やさしく、やわらかい表現 文末が単調になりやすい
- ・ 質疑・討論・討議・一般質問などは「である」調で  
文が引き締まり、語尾が簡潔になる
- ・ 代表・一般質問の見出しは質問の主旨がわかるように  
発言通告・質問項目(〇〇について)にしない
- ・ 余計なことを書いてないか、説明不足ではないか、両方チェック  
文章を読み返し、おかしい時は余計なことを書いている
- ・ コンプライアンスの観点からもチェック  
差別用語、「日本一」「最高」などの断定的表現ほか



## 文章上達のポイント

- 本文を書く前に「タイトル」「リード」「見出し」を先に考える
- 写真や図版も文章と同等の情報（ページ全体で伝える）
- 文章を推敲し、気になったら、たいてい余計なことを書いている
- 逆に、自分だけ理解していて説明不足になっていないかチェック
- テンポよく読める「リズム感」も大切（語尾の変化）

以上に、主な点についてまとめ報告する。

大変勉強になるとともに、他自治体議会の広報紙のアピール性の高いこと、またコンテンツがしっかりしていることからとても参考になった。

14日は、午前・午後と丸一日の研修であったが、時間を感じさせないセミナーであった。

議 員 報 告 書

1 議 員 名	山根 温子
2 期 日	2017年 2 月 21日 ~ 2017年 2月 22日
3 研 修 先 等	アクロス福岡会議室 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号
4 内 容 (目的)	(株) 地方議会総合研究所議会広報セミナー 講師 廣瀬 和彦 議員報酬・議員定数・議員活動マスター講座 について研修

5報告事項

今回は、議員として議会改革に関わるにあたり、現在の地方議会及び議員を取り巻く報酬や定数について状況と、基本について2日間にわたり研修した。

1. 適正な議員報酬を考える

○ 算定根拠となる事由をはっきりと持って住民に示し議論をするとともに、第三者の意見をいただくことが望ましいが、現状維持が限界の状況の中、議会費の中で、定数と報酬を勘案する方向性もある。しかしながら、多様な市民の意見を反映させられるか、十分議論ができるかについては、常任委員会の適正定数は7~8人と考えられるところから、定数と報酬の関連でのみ考えることは適切とは言えない。

○ 報酬とは、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付のことであるが、議員報酬は、一般の報酬の概念の他に、その地位に対し、職務と責任に応じて与えられる給付的性格を有するいわゆる給与的な性質を併せ有する広い概念で用いられている面もある。諸外国との議会の権限比較をすると、日本の議会の権限は重く広範である。

○ 市議会議員の議員年金は平成 23 年に廃止、また議員を専業とする割合は H27 年 40.5%と増加傾向、また高齢化し年金受給者も増えるが、女性の比率は 14.4%である。報酬一(国保+交際費) = 身分保障なし+不安定+選挙あり+年金なし+退職金なし  
若手議員のなり手がいないため、成報報酬を取り入れたたり、年齢による報酬アップを条例化した町議会もある。

欠席・懲罰議員に対する議員報酬の取り扱いについては、支払わない規定、減額や支給停止などの条例改正などで対応することは可能。

## ○ 議員報酬算定の7つの基準

1. 市政への貢献度を把握し、それを元に報酬を定める 市政への貢献度の指数化が困難
2. 執行部職員の給与を基準とする 参考とする等級の考慮必要
3. 国会議員の歳費を基準とする 国会議員は一般職公務員の最高額より少なくない額と規定
4. 日当制を根拠とする 会期延長したらお手盛りとみられる、紹介議員にならないなどみられる
5. 当該団体の長の給与額を基準とする

昭和44年には、市議会議長会が市長給の概ね1/2に該当する課長給を最低基準とすることが適当と示した。

6. 比較方式 人口規模・財政規模の類似する都市との比較
  7. 議会費の割合を一定とし算定する 議会費から議員報酬以外の経費を差し引き定数で割る
- 次の人にバトンタッチできる、後継者の事を考えることも大切。

## 2. 適正な議員定数を考える

### ○ 議会の権能を発揮する議員定数における視点

1. 議事機関としての権能 議員間討議、合意形成、委員会主義であれば7人は必要
2. 立法機関としての権能発揮 政策条例案をどれだけ出せるか？少数精鋭の議会が良いが・・・
3. 監視機関としての権能発揮 定数多ければ多いほど良いが、意思決定が遅くなる

○ 議会事務局の補佐体制 法制担当を市と併任、法制担当のNPO法人を立ち上げ議会支援など

○ 定数議論は改選の1～2年前には終わらせる事

### ○ 議員定数の算定方式

1. 常任委員会方式 適正な設置数は3、委員数は7人→定数21人
2. 人口比例方式 議員一人当たりの平均人口数で人口を割ると、 $30000/1900=15.78$
3. 住民自治協議会方式（または小学校区方式）  
統合後の小学校区を7区として計算すると13人
4. 議会費固定化方式 歳費－議会費＝報酬×人、議会費の増額修正もあり
5. 類似都市との比較方式（人口規模・財政状況）
6. 面積・人口方式

標準的な定数は＝ $14.78+0.0846*29.654-0.0000655*879,359+0.0061*538.2=20.5$ 人

## 3. 議員の役割と議員活動の基本

○ 住民の直接選挙によって選ばれた住民の代表であり、地方公共団体全体の代表者としての観点から行動する必要あり。

○ 問題点 □ 利き 不適切な口利き・・・住民の要望、生保の口添え、特養入所  
行政執行を歪める斡旋や議員の地位を利用したもの

討議・議論の不足

監視 執行権限に介入することはいけませんが、役割を十分に果たす

住民から遠い議員 現状把握のためには全圏を回るとは全体の代表者として当然

○ 議会報告会（住民はあまり求めない）→意見交換会に移行している

○ 法96条2項の追加事件（H27年12月31日現在）

追加している市 人口5万人未満の市 243/262 (92.7%)

全市 757/813 (93.1%)

追加の議決事件の内容（H27年12月31日現在）

基本構想 462 (56.8%)

市の基本計画 256 (31.5%)

市の基本計画以外の重要な計画 107 (13.2%)

#### 4. 質問・質疑の活用と議員としての発言のあり方

○ 質問の種類

1. 一般質問 個々の議員が行う質問

当該団体の行政事務全般について執行機関の見解を求めること。

疑問点と自己の意見を述べることができる。

2. 緊急質問 突発的に発生した事態に対する緊急性を有する質問（議会の許可がいる）

3. 関連質問 主たる質問に関連する質問をいい、質問議員以外の議員が行う質問

（必要最小限、補うためのもの、時間・内容制限の中で）

4. 文書質問 文書による質問（開会中）

5. 代表質問 所属する政党または会派を代表して行う質問

○ 一般質問

一般質問は、「議員の義務であり、責務である」

例）鶴岡市議会では、毎定例会毎に全議員実施。

片や、一般質問5年間なしという町議会もある。

1. 質問通告書の必要性

議会の運営を円滑にするため、議長が定める一定期間内に、質問内容の要旨を記載した文書を議長に提出する。（質問者の数の調整、順序の調整、執行機関の答弁の準備のため）

2. 質問通告書にする留意事項

① 詳細に記載すること

（答弁は質問議員を通して住民に答えるものであるという質問の本質を考えるべき）

② 議運で質問通告書の提出期限を決定

（法的には、議会の活動は招集日午前0時から始まるため、招集日以降の議案受理、全協では議案と同一配布物と受け止め、差し替えても問題ない）

例）三重県議会は、質問日の前々日の午後5時までに提出

南陽市議会は、議会運営委員会開催2日前の正午までに提出

③ 傍聴人に質問通告書を配布

(傍聴人は議会の審議状況を「見て、聴く」ことが目的であり、どのようなことを質問するのかわかり、余裕を持って傍聴できる)

④ 議員は質問通告事項を全て質問する義務はない

(運用としては、降壇する前に一定の発言することが適当)

⑤ 答弁を求める者の解釈は、決めるのは執行部側であり、法的拘束力なく、誰でも良い

3. 質問・質疑における事前聞き取りの是非

応じる義務はないので、応じるのであれば答弁の概略を議会として要求することで、さらに質問を深めることができる可能性あり。

議案書を早く出せないなら、通告書の提出期限を遅らせるという手法もあり。議運で基準を作り、会議録に残る形とし、その他、先例、慣例や申し合わせは改選後2～3年にて見直すと良い。

4. 重複質問への対応

議運で重複質問を調整する

執行機関の答弁を簡単にしてもらう

5. 質問における要望

質問は当該団体の事務についての疑問点と意見を述べ、これに対し執行機関が現状と対応策を解答するもの。

議会は執行機関に対する要望団体ではなく、議会本来の役目ではない。要望を述べることは、議員が口頭による請願を行なっているようなもの。

議会は住民から選ばれた議員が住民のニーズを本会議の場で反映し、執行機関に公式の所信や対策を求めるところである。住民のために、政策論争をして知恵を出し合い、より良い施策、経費の効率的使用を図ることを目的とする。

○ 質疑 質疑とは、議題となった案件についての疑問点を提出者に聞くことを言う。

○ 議員としての発言に対する責任

1. 発言自由の原則

議員は議員としての職責を全うする為に議員としての発言が十分保障されること

2. 国会議員と地方議員の発言に対する補償の違い

国会議員は憲法 51 条で免責特権あり、地方議員は憲法・地方自治法ともに規定なし・責任あり

3. 名誉毀損罪（刑法 230 条）と侮辱罪（刑法 231 条）

名誉毀損罪 公然と事実を摘示して人の名誉を棄損すること。3年以下、50 万円以下、謝罪広告  
侮辱罪 拘留または科料、道義的辞職も

まとめ

報酬・定数について、様々な議会の試みや基準となる考えを学ぶとともに、議員活動の基本と全国市議会における議決権の追加の状況、質問・質疑の活用などを学んだ。

(別紙様式2 ②)

議員報告書	
1 議員名	前 重 昌 敬
2 期 日	平成29年2月13日～14日
3 研修先等	アットビジネスセンター東京駅八重洲通り 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 1-9-8 八重洲通りハタビル
4 内容(目的)	地方議員研究会 地方創生の為に、いま議員ができること
5 報告事項	
〔1日目〕10:00～12:30	
「地域包括ケアシステムの理解と行政の役割」	
自治体経営コンサルタント 川本達志 氏	
1. 大きく変化する社会・経済情勢	
①日本の出生数・出生率推移～今後の高齢者人口推移	
②地域によって異なる将来人口動向	
2. 地域包括ケアが求められる理由	
健康寿命を延ばす「予防」、病気になっても自宅でケアできる「在宅医療」が課題	
3. 地域包括ケアシステム5つの構成要素～課題～法律	
①住まいと住まい方	
②生活支援・福祉サービス	
③介護	
④医療	
⑤予防	
4. 地域包括ケアの始まり～広島県旧御調町みつぎ総合病院山口院長「寝たきり0作戦」	
5. 介護保険制度改正による地域包括ケアの推進	
6. 第5期介護保険事業計画策定における地域包括ケアシステムの導入	
7. 地域包括ケアシステム構築に向けた道筋	
8. 埼玉県和光市、千葉県柏市の取り組み	

〔所 感〕

- 地域包括ケアシステム構築に向けて

「何のためにやるのか」目標を共有することが必要、特に「数値」で目標をたてる。

時間がかかるからこそ、「仕組みを作る」ことが必要

- 自治体独自の課題を抽出～現状分析の実施～ニーズの把握
- 厚生労働省・・・H30年度から「医療介護院」の新設

看取り（治療なし）、生活支援の方向へ

以上、具体的に所感を述べたが、やはり地域の中心である医師が本気になり改革し、地域包括を束ねていくことが必要であり、そのために自治体の長が連携していくことが必要である。

## 政務調査班報告書

1 調査班名	
2 議員名	班長 先川和幸
3 期日	29年2月2日～29年2月3日
4 研修先	神奈川県民ホール (神奈川県横浜市中区山下町3-1)
5 内容(目的)	19期 自治政策特別講座 予算議会に備える。
6 報告事項	<p>① オ1講義「自治体の長期ビジョン策定と議会の役割」 について 明治大学 牛山ス仁彦氏の講義を受講。</p> <p>地方自治が必要とされる背景には、①には地域の実情 に合った政策が実現される行政的な側面と もう一つは 民主的な体制が維持されるという政治的な側面である。 「二元代表制」の功罪はそれぞれあるが、そもそも法外 制度で政治を縛るのには限界があると考えべきである。 現行の地方自治法は、制度を一律に規定しているが、 深刻な少子高齢化が訪れる中、全国一律の自治体 政治制度で対応出来るのか。地方分権の趣旨から も、地方自治の現場で、住民が地域の現状と民意、 に見合った多様な制度モデルを選択出来る様な 改革も必要である。とあり、大変参考になった。 又長期ビジョン策定にあたっては、議会承認の義務が は廃止されたものの、P.D.C.Aサイクルとそれぞれの過程 での参加は必要である。とされた。</p>



5報告事項

オ2 講義 「改正された介護保険制度」  
について 赤徳大学 鏡 諭 氏の講義を受講

国の長期債務は、1053兆円。国債の積み上げは続いている。その様な財政状況をを受けて、2013年に社会保障国民会議から政府へ報告書が提出された。そこでは給付の縮減と負担増を進める事、さらに公的制度の給付縮減の狭間を女性や退職後の高齢者の活用による地域の「福祉力」が埋める事が期待されている。

平成27年度の介護保険制度における新しい統合事業の導入や医療報酬の見直しなど報告書にある路線の延長にある。

さらに2018年改正においても給付の縮減と負担の増が議論された。その様な状況の中で介護保険は、高齢者や家族が安心して暮らせるための仕組みとして機能するのか、検討する。とし、それぞれの項目で説明があった。

オ3 講 「再生可能エネルギーの地域経済効果」について  
千葉大 倉阪 香史 氏の講義を受講

人口減少が進む中、どのようにして社会の持続可能性を確保していくのか、環境をキーワードに太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の日本各地の状況等の解説があった。

以上各講を受講し、今後の本市の施策の参考にした。

(別紙様式2 ②)

議員報告書	
1 議員名	秋田雅朝
2 期 日	29 年 1 月 21 日 ~ 29 年 1 月 21 日
3 研修先等	広島市中区基町 6-36 メルパルク広島 桜の間
4 内容(目的)	「情報モラルセミナー in 広島」に参加
5 報告事項	
(研修目的)	
<p>SNSなどに関連した事件が多発する今日では、子どもが情報社会と適切に付き合うための指導が不可欠であり、すべての教室で確実なネットモラル教育が行われてほしいと言う思いの中で、このセミナーでは、子どもたちが安全に、安心してインターネットやスマートフォンと付き合うための指導方法を探るという趣旨で開催されることとなっていたので、研修することにしました。</p>	
(研修報告)	
<p>このセミナーは、第1部で基調講演、第2部でパネルディスカッション、第3部で総括講演という構成になっており、午後13時から16時30分まで研修をしました。</p>	
<研修内容>	
第1部 基調講演	
テーマ 「新学習指導要領に向けた教育改革の動向と情報モラル」	
講師 新津 勝二氏(文部科学省初等中等教育局視学官)	
要旨	
1.わが国の教育の現状と課題	
子どもたちの未来・・・今は存在していない職業に就く(現在の職業はなくなる)	
2 教育改革の動向	
～学習指導要領改訂、高大接続改革～	
学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策について説明を受ける	
3 教育の情報化の重要性	
教育の情報化が目指すもの～3つの側面を通じた教育の質の向上～	
・情報教育(ICT化が進む社会への対応力の育成)	
・教科指導における情報通信技術の活用(ICT活用による学習場面の例について)	
・校務の情報化(教職員が情報通信技術を活用した指導を行うこと)	
4 情報モラル教育	
情報モラル教育の必要性～新たな課題に対する迅速な対応について説明あり～	

## 第2部 情報モラル教育の実践

吉野 真理子氏 (広教 ITソリューション事業部)

「情報モラル指導モデルカリキュラム表に沿った教材開発」について説明  
パネルディスカッション 「日常的な情報モラル指導の実際」

コーディネーター

高橋 純氏 (東京学芸大学教育学講座 准教授)

パネリスト

西田 光昭氏 (千葉県柏市立柏第2小学校 校長)

前川 健治氏 (愛知県春日井市教育委員会 指導主事)

重政 昌子氏 (岡山県笠岡市立中央小学校 教諭)

月田 清乃氏 (北海道札幌市立幌西小学校 教諭)

## 第3部 総括講演

テーマ 「これからの情報社会を生き抜く力を育てる」

講師 堀田 龍也氏 (東北大学大学院情報科学研究科 教授)

要旨

「メディアとのつきあい方学習」について

情報モラルとは

心の教育×情報社会に関する知識

「今日の情報モラル教育」の要点

- ・ すべての教員による指導体制を意識する (教育委員会等)
- ・ アクティブラーニングを意識する・・・特別の教化「道徳」
- ・ カリキュラムマネジメントを意識する・・・外部人材の活用
- ・ リスクマネジメントを意識する・・・児童生徒を危険から守る教育

(研修のまとめ)

子どもたちは、メディアに浸った生活をしており、そうした中で数多くの事件や事故が起こっている現実があります。だからこそ、今、ネットモラル教育が必要であり、上記のような現実がよこたわっている以上、子どもたちの気づきを待っているようでは教育は手遅れになってしまうということを、この研修で改めて認識しました。

すべての子どもたちに、最低限のネットモラルに関する知識や考え方を確実に理解させておくことが、彼等を健全な社会人に育てることにつながり、今日の情報社会がよりよいものになると考えられます。

現在検討が進められている次期学習指導要領では、「情報の科学的な理解に裏打ちされた情報活用能力」を身に付けさせることが謳われていると認識していますが、本市においても、「情報モラル教育」の重要性について再度認識を深め、学校や行政が連携した取り組みが必要であることを研修いたしました。このセミナーで学んだことを今後に生かせればと考えています。

議 員 報 告 書	
1 議 員 名	秋田 雅朝
2 期 日	平成29年 2月17日 ~平成29年 2月18日
3 研 修 先 等	東京都中央区八丁堀 1-9-8 八重洲通りハタビル
4 内 容 (目的)	「地域包括ケア特別講座 in 東京」に参加
5 報 告 事 項	
(研修目的)	
<p>本市において、高齢者福祉の充実が重要課題であり、高齢者が地域で安心して暮らせる支援策の検討など、地域福祉体制の構築・充実が必要と考えています。そうした中で、この講座のテーマが「地域福祉政策の立案に向けて」となっていたので、今後の参考になればという思いから、研修することとしました。</p>	
(研修報告)	
<p>この講座は、～地方議員がいま取り組むべき課題～として、1日目が「基礎編」、2日目が「実践編」の構成となっていました。</p>	
第一日目	
<主な内容>	
「これからの福祉政策の方向」	
① 福祉政策を取り巻く環境	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の介護保険をとりまく状況</li> <li>65歳以上の高齢者数は、2025年には3657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3878万人)があり、各地域の特性に応じた対応が必要となってくる。</li> <li>・ 介護給付と保険料の推移</li> <li>2025年には保険料が現在の5000円程度から8200円程度になると見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る必要がある。</li> </ul>	
② これからの福祉政策	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい地域包括支援体制の構築</li> <li>「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築・・・すべての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる体制</li> <li>・ 2035年の保健医療システムの構築に向けて</li> <li>「データヘルス時代の保険者機能強化」「ヘルスケア産業等の推進」など</li> </ul>	

- ・新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン  
(4つの改革)  
包括的な支援調整の組み立てと資源開発  
高齢・障害・児童等への総合的な支援の提供  
総合的な人材の育成・確保  
効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

③ 地域共生社会の実現

- ・「我が事・丸ごと」の地域づくりについて
- ・暮らしと生きがいとともに創る「地域共生社会」

④ 介護保険制度見直しの方向

- ・自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進
- ・認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の概要

⑤ 人生100歳時代の設計図を考える

- ・健康長寿のための「3つの柱」  
栄養（食）・身体活動（運動、社会活動）・社会参加（就労、ボランティア）

「政策立案の手法」

① 日本の未来を拓く政策

- ・地域包括ケアの深化に向けた新たな施策展開
- ・イノベーション促進と民間活力の積極活用
- ・介護ロボット開発等加速化事業の取り組みについて

② 政策立案手法

- ・地域住民が政策立案に参加することが必要となってきた
- ・地域政策を考える際の視点は検討すべき課題を探り出すことから

第二日目

<主な内容>

「地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組み」

① 地域包括ケアを進めるために

- ・地域における包括的な相談支援体制のイメージについての考え方
- ・生活支援コーディネーター、協議体の配置と構成のイメージについて

② 全国の取り組み事例の紹介

- ・東京都世田谷区の実践（都市部の地域包括ケアシステムの構築）
- ・鳥取県南部町の実践（既存資源を活用した低所得者の住宅確保）
- ・千葉県柏市の実践（在宅医療推進の取り組み）
- ・三重県四日市市の実践（地域で支えあうために必要なサービスの構築）
- ・神奈川県での実践（神奈川の21世紀福祉ビジョンづくりについて）

「活力ある地域づくり」

① 市町村行政の役割

- ・制度改正に伴う市町村の役割の変化について  
地域ケア会議の推進、在宅医療・介護福祉連携の推進など
- ・2025年を見据えた介護保険事業計画の策定について

- ・地域包括支援センターの機能強化の必要性

② 地域包括ケアシステム構築に取り組むために

- ・取り組み体制の構築

  - 市長の熱意、市役所所管課の連携と協力、地域医師会との連携など

- ・課題の把握

  - 高齢者・障害者のニーズ、住民・地域の課題、社会資源の課題など

- ・地域ケア会議の開催

  - 主催は地域包括支援センター、主な構成員などについて

- ・市民などの積極的参加が必要

  - 地域で活動する市民団体の育成、既存事業や社会福祉協議会との連携

「活力ある地域づくりに向けて大切なこと」

① 行政の縦割りを排除して公民連携の仕組みづくりを

- ・福祉政策、医療政策、住宅政策、地域振興の連携

② 地方議員の役割

- ・地域政策を立案する

- ・政策の実行には、地域資源を有効に活用する

- ・必要に応じて、推進組織を設立する

- ・政策を評価する

- ・評価の視点は、住民の福祉向上に寄与しているか、地域が豊になっているか、常に住民の視点で評価する

「地方議員の活力が地域を変える」

① 地方議員は公民連携の中核に

② 先人の言葉から学ぶ

「人生の本舞台は常に将来に在り・・・尾崎 行雄」

(研修のまとめ)

今回の研修では、「地域福祉政策」について講座を聴講してきましたが、まとめとしては、「地域福祉で大切なことは住民同士で支えあう地域づくり」ということでした。地域福祉は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが必要であるということでした。この研修で学んだことを、今後の本市における「福祉政策」に生かして参りたいと考えています。

議 員 報 告 書	
1 議 員 名	秋田 雅朝
2 期 日	29年 3月28日 ~29年 3月28日
3 研 修 先 等	広島市中区基町6-36 ホテルメルパルク広島6階
4 内 容 (目的)	「地方分権・道州制講演会」に参加
5 報 告 事 項	
<p>(研修目的)</p> <p>人口減少・少子高齢化の時代を迎え、地方が活力を維持し、向上させていくためには、従来の自治体の枠にとらわれず、様々な分野で広域連携を進めていく必要があると認識しています。そうした中で、この「講演会」を聴講することにより、「なぜ今、地方分権や広域連携が必要なのか、どのような効果があるのか」を考える時の参考になればという思いから、研修することとしました。</p> <p>(研修内容)</p> <p>この会では、講演が「第1部」と「第2部」構成で行われ、聴講して参りました。</p> <p>(第1部)</p> <p>演題： 地方分権改革と広域連携 講師： 東京大学名誉教授 神野直彦氏</p> <p>「主な内容」</p> <p>① 地方自治体の使命拡大 財政には三つの機能があり、「所得再分配機能」、「経済安定化機能」は地方自治体には担えないとされてきた。しかし、ボーダレス化、グローバル化にともない、準私的財といえる「サービス給付」を提供することにより、分担せざるをえなくなる。これが、地方分権改革の推進の歴史的意義である。</p> <p>② 基礎自治体再編の二つの道</p> <p>* 地方自治体の内部効率性と外部効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体を大きくすると遠い政府になる・・・外部効率性は低下する</li> <li>・ 地方自治体を大きくすると、スケール・メリットの働く公共サービスの内部効率性は高まるが、スケール・メリットが働かない場合は低下する場合もある。</li> </ul> <p>* 二つの道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併拒否・地域連合型のフランス</li> <li>・ 強制合併・地域内自治組織型のスウェーデン</li> </ul>	

(第2部)

演題： 県境を越えた地域連携の意義  
～三遠南信における地域連携の事例～

講師： 浜松市長 鈴木康友氏

「主な内容」

- ① 地方自治体を取り巻く二つの危機・・・借金大国、必至の歳出削減
- ② 人口減少危機・・・消滅可能性都市（日本創生会議の提言）
- ③ 合併した浜松市はどんな都市かについて事例説明
- ④ 自立した都市経営・・・職員数の削減、外郭団体の改革、税収の確保など
- ⑤ 分権型国家への転換・・・中央集権から地方分権・道州制へ
- ⑥ 三遠南信地域・・・圏域、広域的な取り組みの経緯、インフラの整備等を説明

(研修のまとめ)

今回の研修で学んだことは、改めて地方分権改革の主たるものは何かということでした。中央集権的な行政の結果、東京への一極集中が進み、地方においては過疎化、地域経済の空洞化などの課題が生じ、このためにも、地方自治体が自立的・総合的に活動し、生活の向上と魅力ある地域づくりに邁進できるような機能と条件を備えておくことが、地方分権の主たる役目であり、これが果たされてこそ改革が進むのだと思いました。

神野直彦氏の講演の中で、「地域を発展させるとは」について話されましたが、「未来は誰にもわからない。すべての人には掛け替えもない能力がある。未来への発展はすべての人が掛け替えのない能力を発揮し、すべての地域社会が掛け替えのない地域力を発揮することで可能となる。地域力とは地域社会の構成員の個々の能力と、構成員相互の凝集力から成り立つ。」ということでした。

私は、この「地域を発展させる」ための手段が、「地方分権・道州制」ではないかとこの研修を通じて強く思ったところです。「道州制」を取り入れるかどうかの議論はしっかり行うべきだと思いますが、鈴木康友浜松市長の講演を聴かせて頂いた中では、「農業・林業・観光など、広域連携で大きな効果を得られる分野の取り組みは行っていくべきだ」という意見には、共感を覚えたところです。今回の研修で得たことを今後にかかしていきたいと思います。



議員報告書

1 議員名	金 行 哲 昭
2 期 日	2017年 2月 2日 ~ 2017年 2月 3日
3 研修先等	大阪市東淀川区東中島 新大阪ビル
4 内容(目的)	◎議会活性化のノウハウ ◎防災・減災の取り組み ◎教育革命のために議員ができること
5 報告事項	<p>講師 植渡 啓祐 (元佐賀県武雄市長)</p> <p>2月2日。議会活性化のノウハウ の防災・減災の取り組みについて</p> <p>2月3日。教育革命のために議員ができること</p> <p>(まとめ)</p> <p>議会活性化のため、議会基本条例で 議会力アップが使命でありと思った。 防災では、避難勧告等の発令に着目 した(タイムライン)において使命感を感じた 又自治体の(受入れ)に高め、学校 の防災教育に力をつけて学ぶ。 教育革命では、情報化社会への対応 21世紀型スキル育成と学ぶ。</p>